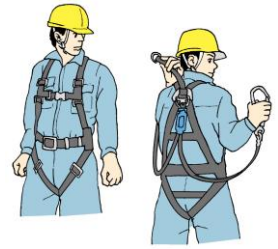


フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 案内書

法令根拠 講習内容

- ・労働安全衛生法第59条の規定により、高さが2メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところで、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。(2019年2月1日から施行された新規の規定です。)
- ・当協会では年間計画に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

- ・「安全带」の名称が「墜落制止用器具」に改められます。
- ・墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります。
- ・旧規格品は、2022年1月1日までは猶予期間が設けられており、使用可能です。
- ・法改正に伴う疑問点は、平成30年11月厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課から出ている墜落制止用器具に係る質疑応答集をご確認ください。(インターネットで検索して下さい。)



申込方法

- 受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)
 申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日) なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。
 手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格

特に制限はありません。

実技免除

種類	実技免除の要件
①	「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難」な場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者
②	安衛則第36条、特別教育規程第24条第3項(既にフルハーネスを用いて)の実技教育を実施した者

- ・上表に該当する者は、事業者の証明(捺印)で申請して下さい。
- ・法的には他にも省略科目がありますが、(公社)愛媛労働基準協会としては墜落制止用器具の重要性を考慮し、学科については全科目を受講していただく特別教育を実施しています。

講習科目 講習時間

	科目	時間		科目	時間
学 科	作業に関する知識	1時間	学 科	労働災害の防止に関する知識	1時間
	墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る)に関する知識	2時間		関係法令	0.5時間
			実 技	墜落制止用器具の使用方法等	1.5時間
合計 学科:4.5時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。 実技:1.5時間 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間配分となっています。					

受講料

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
学科のみ	一般	990円	8,690円
	会員		7,590円
学科・実技	一般		10,340円
	会員		9,240円

※キャンセルの場合の取扱いは協会ホームページをご確認ください。

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間の保存義務があります。)